

都市景観に関する事前協議制度について

1 目 的

本市の景観形成に与える影響が大きい超大規模建築物や道路、公園などの公共施設の整備に関して、事業の計画段階で、事業者が市との事前協議を行うにあたり、有識者による専門的な見地からの意見を踏まえ、周辺地域と調和し地域特性に応じた景観形成の誘導を行う。

これにより、都市景観の洗練、向上を図ることで、都市景観における「明石らしさ」の醸成を目指す。

2 概要

- (1) 超大規模建築物に対する事前協議
 - ① 対象:都市景観条例に基づく大規模建築物の届出制度に規定される「超大規模建築物」の建築行為
 - ② 協議相手:民間事業者と市事業課
 - ③ 協議時期:計画段階において、協議結果の反映が可能な時期
 - ④ 協議方法:事業者から事前協議書等の提出を受け、都市景観アドバイス会議 (下記3参照)における専門的助言を受け、市長が専門的助言・指導をする。 (超大規模建築物の協議の一環とする。)
 - ⑤ 協議項目:規模、配置、意匠(壁面、設備、ベランダなど)、材料、色彩、 外構計画(植栽、垣、柵など)
 - ⑥ 協議結果:できるだけ建築物等のデザインに反映させる。

(2) 公共事業に対する事前協議

- ① 対象:市が整備する道路、公園、公共建築物などのうち、特に景観上大きな 影響を与える重要なもの。また、事業課が景観的なアドバイスを必要と 判断する事業も対象とする。
- ② 協議相手:市事業課
- ③ 協議項目:道路、公園等・・・舗装等の材料・色彩、植樹の樹種・配置方法、 安全施設等の意匠

公共建築物・・・(1)の⑤と同じ。

- ④ 協議時期、協議方法、協議結果については、(1)の③④⑥と同じ。
- ※当面は試行実施とし、市都市景観デザインマニュアル策定後に本格実施とする。

3 実施体制

都市景観や建築・土木デザイン等の専門家で構成する「都市景観アドバイス会議」 を設置する。(所掌事務、運営等に関する事項を「明石市都市景観アドバイス会議 設置要綱(案)」で規定する。)

4 導入スケジュール

制度の周知期間を半年程度設け、平成25年4月より実施する予定。

5 イメージ図

